

# 金沢市公共シェアサイクルまちなりのあり方検討委員会設置要綱

(令和5年5月10日決裁)

## (目的及び設置)

第1条 金沢市公共シェアサイクルまちなり（以下「まちなり」という。）のこれまでの利用状況、課題、他都市の事例等を踏まえ、今後のまちなりのあり方を検討するため、金沢市公共シェアサイクルまちなりのあり方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 第3次金沢交通戦略を踏まえたまちなりの役割に関する事項
- (2) 前号の役割に応じた運営体制のあり方に関する事項
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

## (組織等)

第3条 検討委員会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、関係団体を代表する者等のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

## (会長)

第4条 検討委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 検討委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

## (関係者の出席)

第6条 検討委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、都市政策局交通政策課において処理する。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が検

討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。